慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	所得税改正論（下）
Sub Title	
Author	成瀬, 義春
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.12 (1917. 12) ,p.1635(109)- 1653(127)
JaLC DOI	10.14991/001.19171201-0109
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19171201-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

れざるに先立ち、先づ此種の政策に着手して世間の投機者流を戒飾し、其奔逸を制限して將來の反動を小なからしめたる其效用は吾人之を認めざるを得ざるなり。

さはれ、產業界の前途の不明は不安の一大原因なり。從つて政府の施設畫策の前途も亦可及的之を明瞭ならしめざる可らず。船舶管理令、物價調節令等の適用の方針範圍及び限度の明に一般に知悉せられざる、將た又金輸出禁止令の適用程度の一般に知了せられざる、何れも共に不安の一原因たらざるを得ざる次第なれば政府當局者は此等政策の適用に就きて充分明瞭に其態度を公示し、以て之がり生ずる不安の念を一掃するに勉めざる可らず。此點より觀れば最近に於ける我が當路者の施設畫策は其公布する法文の規定と共に一般に明確を缺くの憾なきに非ざるなり。

然り而して吾人は此產業界の不安救濟に關し斯の如く政府當路者に望む所あると共に、更に一方に於て我が民間企業家に對し繰返して其責任を重んじ徒に眼前の利益獲得にのみ着眼することなく、遠き將來の利益を顧慮せんことを切望せざるを得ず。蓋し民間企業家の愼重公明なる態度は好景氣反動の豫防に於ても將た又其豫防政策の實施に於ても最も有效のものたるを感ずればなり。

（大正六年十一月十八日稿）

所得稅改正論（下）

成瀨義春

五

以上論じたる如く個人の所得は其內容甚だ複雜にして、外部より正確なる數字を知ることは事實不可能なるを以て、勢ひ納稅者の申告に重きを置かざるを得ざる其結果、租稅道德の程度極めて低き我國に於ては、自ら脫稅の機會を多からしめ、稅法上左なきだに不公平なる納稅者の負擔を益〻不公平ならしむるの事實ありとすれば、此弊を芟除して以て負擔の公平を期する爲めに、外部より容易に識別することを得べき有形物に、課稅の標準を求むることは、蓋し已むを得ざるの方法なる可し。然らば其標準を何れに求む可きや。此點に於ては異說多かる可しと雖も、納稅者の住宅の賃貸價格即ち家賃を標準として其所得額を査定するの方法は最も實際の便宜に適へるものには非ざるか。

抑も個人の生活程度は其所得と離る可からざる關係を有するものにして、所得の多き者の生活程度が所得の少なき者に比して一般に高きは（無論例外はあれども）爭ふ可からざる所なり。而して其生活程度を決す可き生活費は大體に於て衣食住の三項目より成れるものなれども、其生活費の幾許が衣と食との爲めに費さるゝかは外部より之を知ること極めて困難にして、多くの場合に於ては殆ど不可能と云はざるを得ず。然るに住居に對して費さるゝ部分即ち住宅費は其住宅の賃貸價格に依つて代表せらるゝを以て、外部より之を知ること比較的に容易なるのみならず、其賃貸價格は自ら居住者の生活程度並に其所得の多寡を表示するの標準と爲る可し。果して然らば之を以て居住者の所得を推定するの標準と爲すは必ずしも不當に非ずして、少なくとも納稅者の信ず可からざる申告を基礎とする現在の制度に勝るものあるを思はしむ。

住宅の賃貸價格を以て個人の所得を正確に測定することは固より不可能なれども、其賃貸價格は所得に正比例するを以て原則とするが故に、日本の實際に就て兩者の關係を充分に考察し、其賃貸價格の何倍かを以て個人の所得を推定するに於ては餘り實際に遠ざからざる結果を齎らすの望みなきに非ず。假に實際の所得額と其推定額との間に少なからざる相違を生ずることありとするも其相違は一般的にして總ての納稅者に及ぶ可きものなれば納稅者の不正直なる申告を基礎とする現在の課稅法に比して遙に公平なをこと言を俟たず。但し住宅の賃貸價格を標準として個人の所得額を査定す可しと云ふも、全然納稅者の申告を廢止す可しとの謂には非ず。即ち納稅者の申告は依然之を課稅上に利用するの要あること勿論にして、例へば住宅の賃貸價格を基礎としたる稅務署の査定額が納稅者の申告額よりも少なき場合、又は納稅者の申告額が實際の所得額と一致せること極めて明白なる場合には、其申告額を以て直ちに課稅の目的物と爲すこと當然なりと云ふ可し。尙ほ右の目的に供する爲めに、納稅者をして所得金額と共に住宅の賃貸價格を申告せしむるは至當の方法なる可しと信ずるなり。

尤も納稅者をして住宅の賃貸價格を申告せしむるも、各人が果して正直に其賃貸價格を申告するや否や、頗る疑はしきのみならず、貸家に非ざる住宅即ち自家用の家屋に就て其賃貸價格を評價することは納稅者自身に於ても甚だ困難にして、

勢ひ附近の貸家を標準として其價格を決定するの外なきも、近隣に貸家の存せざる場合には其評價に一層の困難を加ふるの道理なれば、之に處するの方法として、別に何等か特別の機關例へば現在の所得調査委員會の如きものをして各納稅者に就き其住宅の賃貸價格を評價せしめ、稅務署は其評價に基づきて最後の決定を爲さゞる可からず。

次に斯の如くにして決定したる住宅の賃貸價格の何倍を以て個人の所得と看做す可きや、此點を定むるに當りて知らざる可からざるは日本人の實際生活に於ける所得と家賃との割合なれども、其割合は所得の大小に依つて一樣ならず。例へば大都會に居住する月額五十圓以下の所得者は其所得の二割以上を家賃に投ずるの通例なるに、千圓以上の所得者(双方とも住宅を賃借せるものと假定して)は普通一割以下にて事足るが如く其割合は所得が少なければ少なき程增加する其反對に所得が多ければ多き程減少するの常にして、要するに所得に反比例すること世間一般の事實なり。然のみならず生活程度高く且つ物價の不廉なる都會と其正反對に在る田舍とを比較するときは、其割合に著しき相違を生ずること勿論にして、同一事情の下に在る同一所得者と雖も、都會に居住する場合と田舍に居住する場合とは、所得と家賃との割合に甚だしき差異あるを免かれず。又個人の地位、境遇、趣味、家族の員數等も其割合に重大なる關係を有すること自明の理にして、一般的に之を定むることは頗る困難なれども、假に東京市を標準として見るときは、住宅の多數を占むる一ヶ月二十圓以下の家賃に就ては、其三倍乃至四倍を以て居住者の所得と看做して差支なかる可じ。或は所得を家賃の三倍乃至四倍と推定するは家賃二十圓以下の場合に於ても餘りに內輪に過ぐるとの反對說あるやも知る可からずと雖も、所得に對する其割合の最も大なるは二十圓以下の家賃にして、三倍乃至四倍を以て所得と推定するは決して失當に非ず。假に其見積が內輪に過ぐるの嫌ひありとするも、之を外輪に見積るよりは其弊害遙かに少なかる可し、如何なる場合に於ても納稅者の所得を殊更に過大に見積るが如きことは課稅上絕對に避けざる可からざればなり、更に翻つて考ふるに、二十圓以下の家賃に於ては、所得に對する其割合が三割以上に及ぶ場合もなきに非ざるを以て、右の見積を總ての場合に適用して誤なきを期し得るや否や、聊か疑問にして、殊に十圓以

下の家賃に就て其感を深ふせざるを得ずと雖も、免稅點を六百圓に引上ぐるときは、十圓以下の家賃に居住する者は殆ど全部免稅せらるゝことゝ爲るを以て、右の見積が實際の所得額に超過する場合なきに非ずとするも、其弊害は殆ど云ふに足らず、況んや小額所得に對しては特別に其負擔を輕減するの方法あるに於てをや。

六

住宅の賃貸價格を標準として個人の所得を査定するときは脫稅を少なからしめ隨つて全體の收入を大に增加すると共に、納稅者の不正直なる申告を基礎とする現在の制度に比して、遙かに負擔を公平ならしむることを得る道理なれども、同時に左の如き缺點の伴ふことを看過す可からず。

（一）家屋の賃貸價格は或程度迄は所得に伴ふて增加すれども、住宅に對する人の慾望には自ら限りあるを以て、或程度に達するときは所得增加するも家屋の賃貸價格は毫も增加せずして殆ど不變の狀態に在ること稀ならざるが故に、或程度以上の所得に對しては充分の課稅を行うこと能はざるの憾みなきを得ず。例へば一年百萬圓の所得を收むる者と、二百萬圓の收入を得る者との間には、納稅力に非常の差異あるにも拘はらず、其住宅の賃貸價格には格別の相違なくして、結局兩者の納稅額が略ぼ相匹敵するが如き場合もなきに非ざる可し。

（二）或程度以下の所得に於ては、所得額同一なるも、家族の多き者は少なき者に比して賃貸價格の高き家屋に居住するの必要に迫らるゝ結果割合に重き負擔を蒙むることなきを保す可からず。

（三）生活程度と物價とを異にする都會と田舍とは所得と家賃との關係に於て著しき相違あり。尙ほ等しく都會と稱するも、人口五六萬の小都會と百萬以上の大都市との間には非常の差あるを以て其間に何等か適當の區別を設くるに非ざれば負擔の不公平を來すの虞あり。

（四）衣食住に要する各經費の割合は人に依つて異なること勿論にして、或は衣服に對する慾望の充足を以て生活の第一要義と爲す者あり、或は所得の大部分を食物に投ずる者あり、或は衣食に對する慾望を節してまでも家に贅澤を凝らす者ある等、所得と住宅費との關係は人の趣好に依つて一ならざる其上に、社會的地位又は職業の相違に依つて其關係を異にすること爭ふ可からず。例へば華

族は其體面習慣上他の階級に比して一般に宏壯なる邸宅を構ふるが如き、將た所謂自由職業に從事する者は他の勤勞に從事する者よりも概して賃貸價格の高き家屋に居住するが如き、其適例にして、總て是等の差別を無視して、單に住宅の賃貸價格を標準として所得を査定するときは、納稅力と稅額との均衡を失するの嫌ひなきに非ずと雖も、如何なる種類の租稅に於ても是種の缺點は免かれざる所にして、若しも稅法上に斯る差別を認む可しとすれば、個人的及び社會的事情に由る總ての差別を認めざる可からずして、所得稅否な殆ど總ての租稅は遂に實行不能に至るやも知る可からざるなり。

（五）此制度の下にては財界の不景氣に因りて遽に所得稅の收入に激減を來すことなき代りに少なくとも或年限の間は家屋の賃貸價格を一定し之に依つて所得額を決定せざる可からざるが故に、經濟界の好況に依り多數國民の所得遽に增加するも其所得稅額は毫も之を增加せしむること能はずして見す〳〵好財源を逸することもあり得べし。左りながら現在の制度に於ても財界の好況に際し遽に第三種の所得稅額を增加せしむることは甚だ困難にして、現に時局の結果、大正五年度の所得稅が前年度に比して千三百三十餘萬圓即ち三割六分餘の增收を示したる其增收は主として法人所得稅の增加（約千二百萬圓）に因るものにして、第三種の所得稅は僅々百三十萬圓の增加を現はしたるに過ぎざるを以て見れば、右は必ずしも此制度に特有の缺點と認むるを得ざる可し。況んや一般的に觀察すれば家賃は騰貴の一方にして毫も低落するものに非ざるが故に、之を標準とする所得も亦次第に增加すること明白なるをや。

以上は其缺點の重なるものなれども、左の如き方法を用ふるに於ては、或程度迄之を除去するの望なきに非ず。

（一）賃貸價格を標準として所得額を査定するに當り、例へば一ヶ月二十圓以下の家屋に居住する者の所得額を其賃貸價格の四倍とするときは、二十圓以上三十圓以下は四倍半、三十圓以上五十圓以下は五倍半、五十圓以上百圓以下は七倍、百圓以上二百圓以下は十倍、二百圓以上三百圓以上は十五倍、三百圓以上五百圓以下は二十倍、五百圓以上千圓以下は三十倍、千圓以上は百圓毎に五倍を加へたるものを以て所得額と看做すが如く累進的に其率を增加すること。

（二）田舍に於ては特に右の率を高くし、例へば都會に於て四倍と爲す可き所を、田舍に於ては四倍半乃至五倍と爲し、兩者の間に適當の區別を設くること。

（三）一人にて二戸以上の住宅又は別莊を有する者に對しては、一定の標準に依り右の率を增加し以て負擔の公平を期すること。

（四）家族の多少より生ずる課稅上の不公平を緩和する爲めに、一定額以下の賃貸價格例へば一ヶ月五十圓以下の家屋に就ては民法上戸主に於て扶養の義務を有する家族一人に付、一定金額を控除したる殘額を以て其賃貸價格と看做すが如き特例を設くること。

（五）旅館、下宿、料理店、住宅兼用の商店工場等の如く、營業上の必要よりして比較的に賃貸價格の高き家屋に於ては、特に一定の控除額を設け、之を差引きたる殘額を以て其賃貸價格と認むること。

以上の方法に依るも尙ほ或程度以上の所得に對して充分の課稅を行うこと能はざるの憾みありとすれば、資本の利子に對して收益稅を課する其外に、或は英國流のSuper Taxを新設し、或は書畫、骨董、別莊等の贅澤物に對して一種の奢侈稅を課し、以て負擔の均衡を圖るも亦一策たるを失はざる可し。更に他の方面より見れば借家人が一個所に永住せずして屢〻其居所を轉ずる結果、一定の賃貸價格を標準とすること能はずして、所得額の決定に困難を來すの虞なきに非ずと雖も、之に對しては前年度に於ける賃貸價格の平均を取るか、又は一定の時期に於ける賃貸價格を標準とするか、孰れにしても其困難を除去するの方法なきに非ず。尙ほ云ふ迄もなく納稅者に對して審査の請求、訴願又は行政訴訟、所得金額減損更訂の要求を爲すの自由を與ふることは此制度の下に於ても甚だ必要なる可し（所得稅法第三六、三九、四〇條參照）。若し夫れ、賃貸價格の評價に就て成る可く正確を期する爲めに納稅者の申告以外に、嚴密なる評價を要することは既に論じたる所にして、之が爲めには現在の所得調査委員會を利用するも可なり、或は別に新なる評價機關を設くるも差支なし。要は唯公平なる立場に在る者をして公平なる評價を爲さしむるに在るのみ。家屋の賃貸價格を以て所得稅賦課の標準と爲すが如きは固より非常の變則にして、決して歡迎す可き事に非ずと雖も、之に依つて脫稅の機會を少なからしめ、所得稅の負擔を比較的に公平ならしむると共に多少なりとも其

收入を增加し得るの望みありとすれば、租稅道德の幼稚なる我國に於ては斯かる變則の課稅手段も亦一種の權道として之を推奬せざるを得ず。

七

現行所得稅法は以上の諸點に於て改正を施すの要ありとして、之が全體の收入上に及ぼす影響は如何。

第一、先づ減收の方面より見るに、

（イ）免稅點を四百圓より六百圓に引上ぐる其結果は幾許の減收を來す可きや、統計の不完全なる我國に於ては正確なる計數を知ること固より不可能なれども、大體の見當は付け得られざるに非ず。大正五年度の統計に據れば第三種所得中所得額千圓以下の納稅者は七十二萬六千九百八人、此稅額六百四十一萬九千九百八十一圓にして、其內所得額五百圓以下の納稅者は三十萬八千三百十二人、五百圓以上七百圓以下の納稅者は二十五萬六千八十二人なれば、五百圓以下の所得者に七百圓以下の所得者の半數を加へたる四十三萬六千三百五十三人即ち總數の約六割を以て六百圓以下の所得者と看做して大差なかる可し。而して千圓以下の所得に對する稅率は總て均一（千分の二十五）なるが故に、免稅點を六百圓に引上ぐる結果は、千圓以下の所得に對する總稅額の六割即ち三百八十五萬一千餘圓の減收を來すものと推測して大過なかる可きなり。

（ロ）現行制度の下に於て財產勤勞兩所得の負擔の均衡を圖らんとするには、勤勞所得に對する控除額を十分の三以上に增加するの要あること前號に論じたる所にして假に之を十分の三と爲すときは、七八十萬圓の減收を見るならんと思はるれども（大正五年度の調査に據れば勤勞所得の大半を占むる俸給、給料、手當、歲費は僅々一億一千二百五十六萬八千餘圓に過ぎずと云ふ）家屋の賃貸價格を標準として個人の所得額を決定するに於ては、勤勞所得に對して別段控除額を設くるの必要なかる可し。勤勞所得と財產所得との差別に因る納稅力の相違は自ら家屋の賃貸價格に現はるればなり。

（ハ）小額所得に對する稅率を如何なる程度に引下ぐ可きやは一概に斷定し難きも、假に五千圓以上七千圓以下の所得に對する現行稅率千分の七十を標準とすれば、千圓以下は千分の十五、（現行稅率は千分の二十五）千圓以上千五百圓以下

は千分の二十、(現行稅率は千圓以上二千圓以下は總て千分の三十五)千五百圓以上二千圓以下は千分の二十五、二千圓以上三千圓以下は千分の三十五、(現行稅率は千分の四十五)三千圓以上四千圓以下は千分の四十五、(現行稅率は三千圓以上五千圓以下は總て千分の五十五)位に引下ぐるの必要なきや如何、(但し四千圓以上五千圓以下は現在の儘として)。而して若しも此程度に引下ぐるときは、千圓以下に於て約百萬圓、千五百圓以下に於て約八十萬圓、二千圓以下に於て約五十五萬圓、三千圓以下に於て約四十五萬圓、四千圓以下に於て約二十萬圓合計約三百萬圓の減收を示すならんと推測せらる。

(ニ) 千圓以下の所得に對する稅率を現在の如く總て均一にすれば、是れより生ずる負擔の不公平を緩和する爲めに、或程度以下の所得に對して一定の控除額を設くるの要あること勿論なれども、負擔の公平を期する爲めには、控除額を設けて間接に其負擔を輕減するよりも、寧ろ稅率を區別して直接に小額所得者の負擔を輕減するの勝れるに若かず。例へば六百圓以上八百圓以下は千分の十、八百圓以上千圓以下は千分の十五と爲すが如し。若しも此方法に依るときは更に約二十六萬圓の減收(六百圓以上八百圓以下の所得に對する稅額を八百圓以上千圓以下の其れと同一なりと假定して)を來す可し

(ホ) 家族就中小兒の多少に因る納稅力の相違を斟酌して負擔の公平を圖る爲めに、或程度例へば三千圓以下の所得に對し、小兒一人に付一定の控除額を認むる其結果は、所得稅の收入に幾分の影響を及ぼすこと當然にして、之が爲めに三千圓以下の所得に對して平均一割の控除額を認むるものと假定すれば約八十四萬圓の減收を見る可し。

備考、以上の數字は總て大正五年度の統計を基礎としたるものなり。

第二、次に增收の方面を眺むるに、

(イ) 會社と株主社員とを區別して別々に課稅する(事實上會社稅の新設と見ても差支なし)ときは株主社員の利益配當金に對する課稅に依り少なからざる增收を齎らす可し。大正五年末に於ける會社の拂込資本金は二十二億七千六百萬圓なるを以て、今之に對する株主、社員の利益配當金を平均八分と假定すれば其金額は一億八千二百萬圓にして、之に對し千分の四十の比例稅を課するも尙

は七百二十八萬圓の增收を得る計算なれども、家賃を標準として納稅者の所得額を決定し、他の源泉より生ずる種々の所得と共に一纏めにして之に累進稅を課するに於ては右の計數に大なる差異を生ずること言を俟たず。

（ロ）第二種所得即ち公債社債の利子に對する稅率を引上げて假に之を千分の四十（現行稅率は千分の二十）と爲すときは、之に依つて四十四萬圓の增收を來す可く、若しも國債の利子に對する所得稅免除法を廢止して同じく千分の四十を賦課するに於ては內債の利子（約七千萬圓）のみに對しても更に約二百八十萬圓の增收を得べし。然れども是れも亦（イ）と同樣に、他の所得と共に一纏めにして之に累進稅を課するときは、其增收額に多大の相違を來さゞるを得ず。

（ハ）會社に對する稅率を如何なる程度に引上ぐ可きや、是れも亦一概に論定し難きも、假に平均二割の增率を行うものとすれば、大正五年度の法人所得稅二千六百六十六萬圓に對し、五百三十三萬圓の增收を得べし。但し大正五年度の法人所得稅が二千六百萬圓に達し（第三種所得稅は二千四百十七萬圓）前年度に比して約一千二百萬圓の激增を告げたるは全く時局の賜にして、之を標準として右の如き增收を見積るは過大に失するの嫌ひなきに非ざるを以て、大正四年度を標準とせんか、同年度の法人所得稅は一千四百六十七萬圓なれば、之に對する增收額は二百九十三萬圓と爲る可し。

（ニ）所得稅とは直接關係なきも資本の利子に對して收益稅を課するときは地租、營業稅と相對して有力なる財源と爲ること爭ふ可からず。即ち徵收の比較的に容易なる公債社債の利子、法人の利益配當金、銀行預金の利子のみに就て見るも國債、地方債、外國公債、社債の利子約九千萬圓（國債中外債の利子を除く）法人の利益配當金一億八千二百萬圓、銀行預金の利子一億七千萬圓（大正五年末に於ける普通、特殊、貯蓄銀行の預金總額約三十四億圓に對し年利平均五分と假定して）を合すれば四億四千二百萬圓にして、之に對する收益稅率を千分の三十と爲すときは新に一千三百二十六萬圓の收入を得べし。

（ホ）最後に家屋の賃貸價格を標準として個人の所得額を査定することを爲す其結果は、脫稅を防ぎ以て全體の收入を大に增加すること疑を容る可からず。

假に所得の最低標準を都會は家賃の四倍、田舍は五倍とすれば、前者に於ては家

賃一ヶ月十二圓五十錢以上、後者に於ては十圓以上の家屋に居住する者は總て納稅の義務を負ふことゝ爲る可し。而して全國の戸數約一千萬（朝鮮、臺灣、樺太を除く）の內、幾許が之に該當するや知らざれども假に其割合を二割とすれば二百萬、一割五分としても百五十萬の納稅者を出す譯にて大正五年度の第三種所得納稅者九十五萬五千人に比して著しき增加を示す次第なり。但し之が爲めに全體の收入に幾許の增加を來す可きや、此點は推測の限りに非ざれども、思ふに其增收額は納稅者數の增加に比して遙かに大なるものあらん。

以上の見積額は唯大體の見當を示したるものにして固より正確なるものに非ず、殊に個人の所得に於ては現在の制度と全く異なれる課稅法に依らんとするものなるを以て、減收並に增收の比較は甚だ困難にして到底正鵠を得難きも第二に依る增收が第一に依る減收を償ふて尙ほ全體の收入を大に增加せしむるの望み確實なることは右の數字に依つても之を知ることを得べし。

之を要するに、納稅力の貧弱なる小額所得者の負擔を輕減すると共に、納稅力の大なる者に適當の負擔を加へ以て全般の課稅を公平ならしむると同時に、其收入を大に增加する目的を以て、所得稅に右の如き改正を施すは財政上並に社會政策上必要の事にして、議會及び政府の英斷を望まざるを得ず。或は家賃を標準として個人の所得を決定し以て一般に脫稅を防ぐときは脫稅に慣れたる一部の小額所得者は之が爲めに却つて實際の負擔を加ふるの結果を來すやも知る可からずと雖も、苟くも改正の目的が負擔の公平を期するに在る以上、此點は毫も顧慮するに足らざるなり。（終）